

産婦健康診査の還付申請について

下松市こども家庭課
(下松市役所内)

産婦健康診査(産後2週間頃、産後1か月頃)を指定医療機関※以外で受診される方は、下松市の基準額(1回あたり3,240円)の範囲内での受診料の補助が受けられます。

以下の要領で受診してください。(転出された方は該当しません)

※指定医療機関…光市	梅田病院、みちがみ病院
周南市	田中病院、津永産婦人科、徳山中央病院
防府市	県立総合医療センター、手山産婦人科
柳井市	周東総合病院

① 医療機関を受診します。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ・医療機関宛説明書 (初回受診時のみ)
- ・産婦健康診査受診票⇒注:この受診票を使用しなかった場合は、還付できません。
- ・母子健康手帳
- ・下松市産婦健康診査事業補助金交付申請書
(医療機関で産婦健診のみの領収書が発行されない場合)

② 受診後は受診料を支払い、領収書を受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ・『下松市産婦健康診査事業補助金交付申請書』の下部の様式での領収書、もしくは医療機関で発行される産婦健康診査単一の領収書
- ・産婦健康診査受診票(A下松市分)…結果が記入されているもの
- ・母子健康手帳

③ 後日、下松市こども家庭課(下松市役所)または健康増進課(保健センター)の窓口で申請をします。

お早めに、以下をご持参ください。申請は代理の方でも構いません。

- ・下松市産婦健康診査事業補助金交付申請書 (※ 交付申請額は記入しないでください)
- ・領収書(産婦健康診査単一のもの) ……申請書の領収書部分に記載がある場合は不要
- ・産婦健康診査受診票(A下松市分) ……結果が記入されているもの
- ・母子健康手帳

市のホームページから様式を印刷することもできます。
そのほか、ご不明な点はこども家庭課(下松市役所内)へ
お問い合わせください。

☎0833-45-1880



下松市公式マスコットキャラクター
くだまる